

第2節 環境影響評価制度の充実

◎ 現況と課題

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、開発事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価するとともに、環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も聴きながら、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

本制度では、道路建設、河川工事、発電所設置、工業団地や宅地の造成など、対象となる事業の種類・規模が定められています。

県では、昭和55年12月に「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」により環境影響評価に関する手続を定め、大規模な開発を行う事業者に対し、環境影響評価の実施を指導してきました。

その後、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、法に基づく統一的な制度が確立されたことを踏まえ、県においても指導要綱を見直して「千葉県環境影響評価条例」を平成10年6月に制定し、法の施行に合わせ平成11年6月に施行しました。

本条例では、法の対象とならない種類・規模の事業を対象事業に定めるとともに、法の対象事業についても、事後調査報告書の作成や県民等の意見を聴く機会の拡充など独自の手続を追加しています。

一方、法の完全施行から10年を経て浮かび上がってきた新たな課題への対応や、環境影響評価制度の果たすべき役割の変化などを踏まえて、平成23年4月に法の一部が改正されました。

この法改正により、事業計画の検討段階における手続や、環境保全措置の結果の報告・公表手続などが追加されました。

また、近年は、老朽化した火力発電所設備の最新型高効率設備への更新や風力発電所の設置に伴う環境影響評価手続の迅速化のため、審査期間の短縮に努めることなども求められています。

県では、環境影響評価制度の的確な運用に努めているところですが、事業特性や地域の実情などを踏まえながら、より効率的・効果的に対応していくことが重要となっています。

◎ 県の施策展開

1. 環境影響評価制度の的確な運用

- ・ 開発事業による環境への影響の回避・低減を図るため、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき、的確な調査・予測・評価の実施、環境保全措置の検討、工事着手後の調査などが確実に行われるよう運用します。
- ・ 環境影響評価の充実を図るため、審査に必要な科学的知見の集積を図るとともに、県民・事業者への情報提供を行います。
- ・ 環境影響評価手続への県民等の参加を促進するため、より分かりやすい環境影響評価方法書等の作成や意見提出におけるインターネットの活用に努めます。

インターネットによる情報提供

環境影響評価（「千葉県ホームページ」：www.pref.chiba.lg.jp⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「環境政策」⇒「環境影響評価」）

2. 環境影響評価に係る審査の迅速化

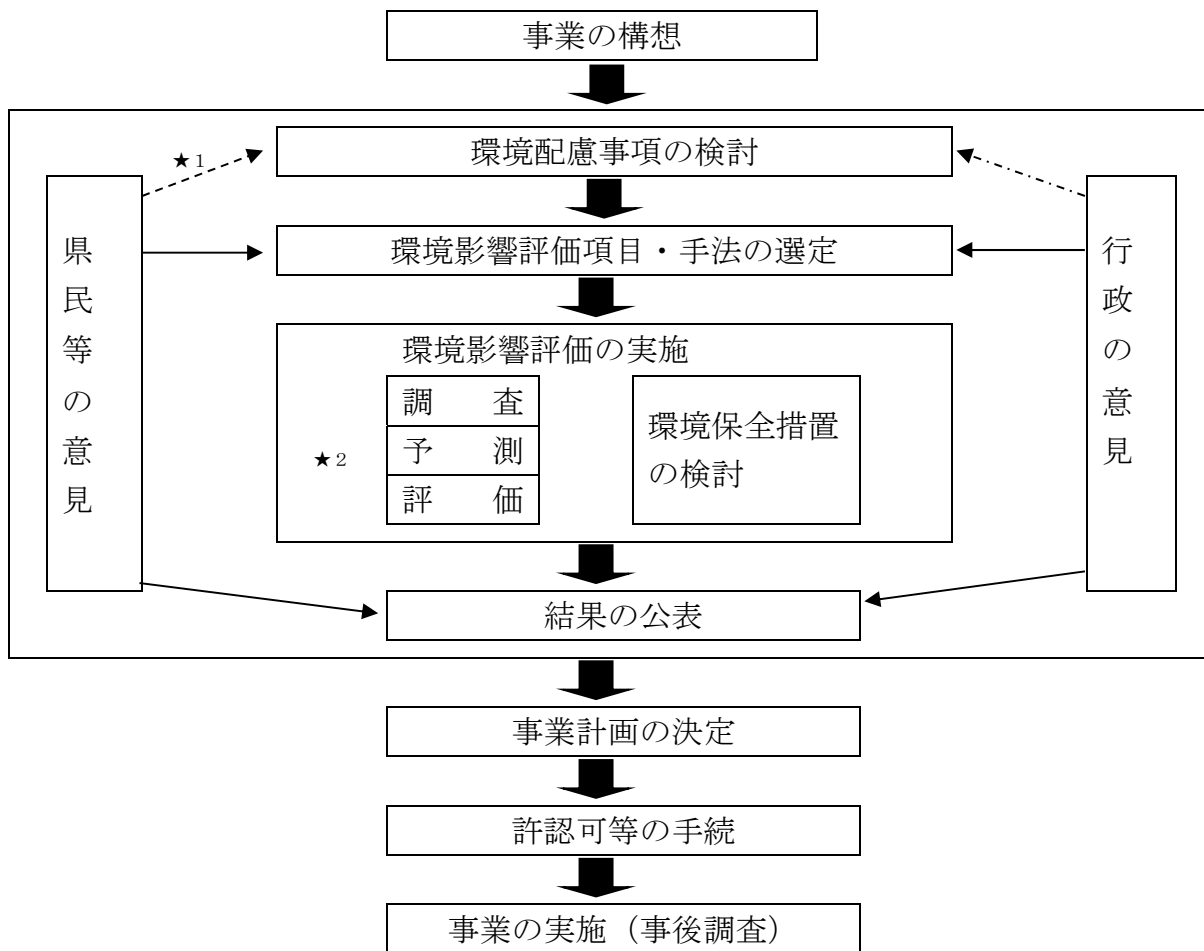
- ・ 老朽化した火力発電所設備の最新型高効率設備への更新や風力発電所の設置に伴う環境影響評価手続の迅速化については、地域の実情を踏まえ、従来の手続の質は維持しつつ、全国の事例等も参考にしながら審査期間の短縮に努めます。

表 6 - 1 環境影響評価の対象事業（一定規模以上のもの）

事業の種類	法	条例	事業の種類	法	条例
① 道路の新設又は改築	○	○	⑪ 新都市基盤整備事業	○	○
② 河川工事	○	○	⑫ 流通業務団地造成事業	○	○
③ 鉄道・軌道の建設・改良	○	○	⑬ 宅地開発事業	○	○
④ 飛行場・その施設の設置・変更	○	○	⑭ レクリエーション施設用地造成事業		○
⑤ 発電用電気工作物の設置・変更	○	○	⑮ 工場の新設・増設		○
⑥ 廃棄物最終処分場の設置・変更	○	○	⑯ 終末処理場の新設・増設		○
⑦ 公有水面等の埋立て・干拓	○	○	⑰ し尿処理施設の新設・増設		○
⑧ 土地区画整理事業	○	○	⑱ 廃棄物焼却等施設の新設・増設		○
⑨ 新住宅市街地開発事業	○	○	⑲ 砂利等採取事業		○
⑩ 工業団地造成事業	○	○	⑳ 土砂等の埋立て等の事業		○

注) ①から⑬は、法の対象とならない一定規模以上の事業を条例の対象としています。

図 6 - 2 環境影響評価制度に定める基本的な手続



★ 1 地方公共団体及び県民等は、事業者が求めた場合に意見を提出することができます。

★ 2 調査・予測・評価について

- 調査は、事業予定地やその周辺の環境の現況を、既存資料の収集や現地調査などの方法によって明らかにすることです。
- 予測は、調査の結果を基に、事業の実施に伴う環境影響の程度を、数値計算や類似事例の引用などの方法によって明らかにすることです。
- 評価は、調査・予測の結果や環境保全措置の内容を基に、事業の実施に伴う環境影響が事業者の実行可能な範囲で回避・低減されているかどうかについての事業者の見解を明らかにすることです。

表 6-2 環境影響評価のこれまでの審査件数

(昭和 56 年 6 月 1 日 (指導要綱施行) から平成 27 年 1 月 31 日現在まで)

区 分	手続終了	手続中	手続終了 前取下げ	千葉県 へ移管	合 計
件 数	106	7★	10	1	124
手続終了の内訳	<p>(1) 道路の新設又は改築 (12 件) 東京湾横断道路建設事業 など</p> <p>(2) 鉄道・軌道の建設・改良 (5 件) 東葉高速鉄道建設計画 など</p> <p>(3) 飛行場・その施設の設置・変更 (1 件) 東京国際空港(羽田空港)再拡張事業</p> <p>(4) 発電用電気工作物の設置・変更 (4 件) 東京電力(株)富津火力発電所 3・4 号系列設置計画 など</p> <p>(5) 廃棄物最終処分場の設置・変更 (2 件) 大塚山処分場第三処分場計画</p> <p>(6) 土地区画整理事業 (20 件) 上総新研究開発土地区画整理事業(かずさアカデミアパーク) など</p> <p>(7) 工業団地造成事業 (1 件) 千葉土気緑の森工業団地造成事業</p> <p>(8) 宅地開発事業 (12 件) 大網山田ニュータウン開発事業 など</p> <p>(9) レクリエーション施設用地造成事業 (37 件) (仮称)高滝カントリークラブ建設 など</p> <p>(10) 工場の新設・増設 (2 件) 出光石油化学(株)千葉増設計画 など</p> <p>(11) 終末処理場の新設・増設 (1 件) (仮称)高瀬下水処理場の建設</p> <p>(12) 廃棄物焼却等施設の新設・増設 (6 件) 千葉県三角町清掃工場建設 など</p> <p>(13) 砂利等採取事業 (2 件) 東京湾内公共事業用山砂採取事業 など</p> <p>(14) 土砂等の埋立て等の事業 (1 件) (仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋立て等の事業</p>				

★手続中のものは、平成 27 年 1 月 31 日現在、君津環境整備センター第三期増設事業など 7 事業です。